

お問い合わせ

お問い合わせは、各地区の農地集積推進員又は、農地の所在する市町村担当窓口まで。

県西部地区農地集積推進員
電話 **0296-48-8225**
筑西合同庁舎5F
県西農林事務所駐在

県南地区農地集積推進員
電話 **029-823-5633**
土浦合同庁舎3F
県南農林事務所駐在



県北地区農地集積推進員
電話 **0294-33-8772**
常陸太田合同庁舎3F
県北農林事務所駐在

県央地区農地集積推進員
電話 **029-231-6560**
水戸合同庁舎3F
県央農林事務所駐在

鹿行地区農地集積推進員
電話 **0291-32-6272**
鉾田合同庁舎2F
鹿行農林事務所駐在

申込書受付先(農地の所在する市町村へ提出して下さい。)

地域	市町村	担当課	電話
県北	日立市	農林水産課	0294-22-3111
	常陸太田市	農政課	0294-72-3111
	高萩市	農林課	0293-23-7035
	北茨城市	農林水産課	0293-43-1111
	常陸大宮市	農林振興課	0295-55-8072
	(一財)常陸大宮市農業公社		0295-52-1111
県央	大子町	農林課	0295-72-1128
	水戸市	農政課	029-232-9181
	(一財)水戸市農業公社		029-251-5532
	笠間市	農政課	0296-77-1101
	(一財)笠間市農業公社	総務課	0296-73-6439
	ひたちなか市	農政課	029-273-0111
	那珂市	農政課	029-298-1111
	小美玉市	農政課	0299-48-1111
	茨城町	農業政策課	029-292-1111
	(一社)茨城町農業公社		029-215-8002
	大洗町	農林水産課	029-267-5111
	城里町	農業政策課	029-288-3111
東海村	農業委員会事務局	029-282-1711	
鹿行	鹿嶋市	農林水産課	0299-82-2911
	(一財)鹿嶋市農業公社		0299-83-5611
	潮来市	産業観光課	0299-63-1111
	神栖市	農林課	0299-90-1008
	行方市	農林水産課	0291-35-2111
	鉾田市	産業経済課	0291-33-2111

◆JA相談窓口

農協名	支店名	電話
JA常陸	ひたちなか営農経済センター	029-229-1126
	笠間営農経済センター	0296-74-4700
	大宮営農経済センター	0295-52-4510
	太田営農経済センター	0294-70-3488
	高萩営農経済センター	0293-23-6748
JA水戸	本店営農販売部営農課	029-254-9353
JA茨城旭村	営農企画課	0291-37-1661
JAほこた	営農情報センター	0291-36-2515
JAしおさい	営農経済部営農振興課	0299-93-5527
JAなめがた	営農経済部米穀流通課	0299-72-1880
JA稲敷	中部支店	029-892-6645
	東部支店	0299-78-2141
	西部支店	0297-87-7101
JA茨城かすみ	営農経済部	029-885-0125
JA竜ヶ崎	経済部	0297-62-2211
JA土浦	本店	029-823-7001

平成30年4月1日現在

地域	市町村	担当課	電話
県南	土浦市	農林水産課	029-826-1111
	(一財)土浦市農業公社		029-862-5143
	石岡市	農政課	0299-43-1111
	龍ヶ崎市	農業政策課	0297-64-1111
	(公財)龍ヶ崎市まちづくり・文化財団		0297-62-2227
	取手市	農政課	0297-74-2141
	牛久市	農業政策課	029-873-2111
	つくば市	農業政策課	029-883-1111
	守谷市	経済課	0297-45-1111
	稲敷市	農政課	029-892-2000
	かすみぐら市	農林水産課	029-897-1111
	つくばみらい市	産業経済課	0297-58-2111
県西	美浦村	経済課	029-885-0340
	阿見町	農業委員会事務局	029-888-1111
	河内町	経済課	0297-84-6975
	利根町	経済課	0297-68-2211
	古河市	農政課	0280-76-1511
	結城市	農政課	0296-34-0419
	下妻市	農政課	0296-44-0729
	常総市	農政課	0297-23-9037
	筑西市	農政課	0296-20-1161
	坂東市	農業政策課	0297-35-2121
	桜川市	農林課	0296-55-1111
	八千代町	産業振興課	0296-49-3943
五霞町	産業課	0280-84-2582	
境町	農業政策課	0280-81-1310	

農協名	支店名	電話
JAつくば市	営農経済部営農企画課	029-857-3114
	南部営農経済センター	029-857-3115
	北部営農経済センター	029-867-0345
	西部営農経済センター	029-847-3122
	本所	029-836-0351
JAつくば市谷田部	谷田部支所	029-839-5900
	真瀬支所	029-847-6314
	島名支店	029-847-7316
	葛城支所	029-856-1004
	小野川支所	029-836-0153
	営農センター	029-836-0322
	本店営農経済部	0299-56-5802
JA新ひたち野	本所	0299-43-1101
	営農流通センター	0299-44-1661
JAやさと	本店	0296-25-6602
JA北つくば	本店	0296-25-6602
JA茨城むつみ	営農経済部	0280-23-2182
JA岩井	本店	0297-35-8335

貸付希望農地を募集しています!



農地の出し手

- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続

貸付

茨城県農地中間管理機構
農地集積バンク

借り受け

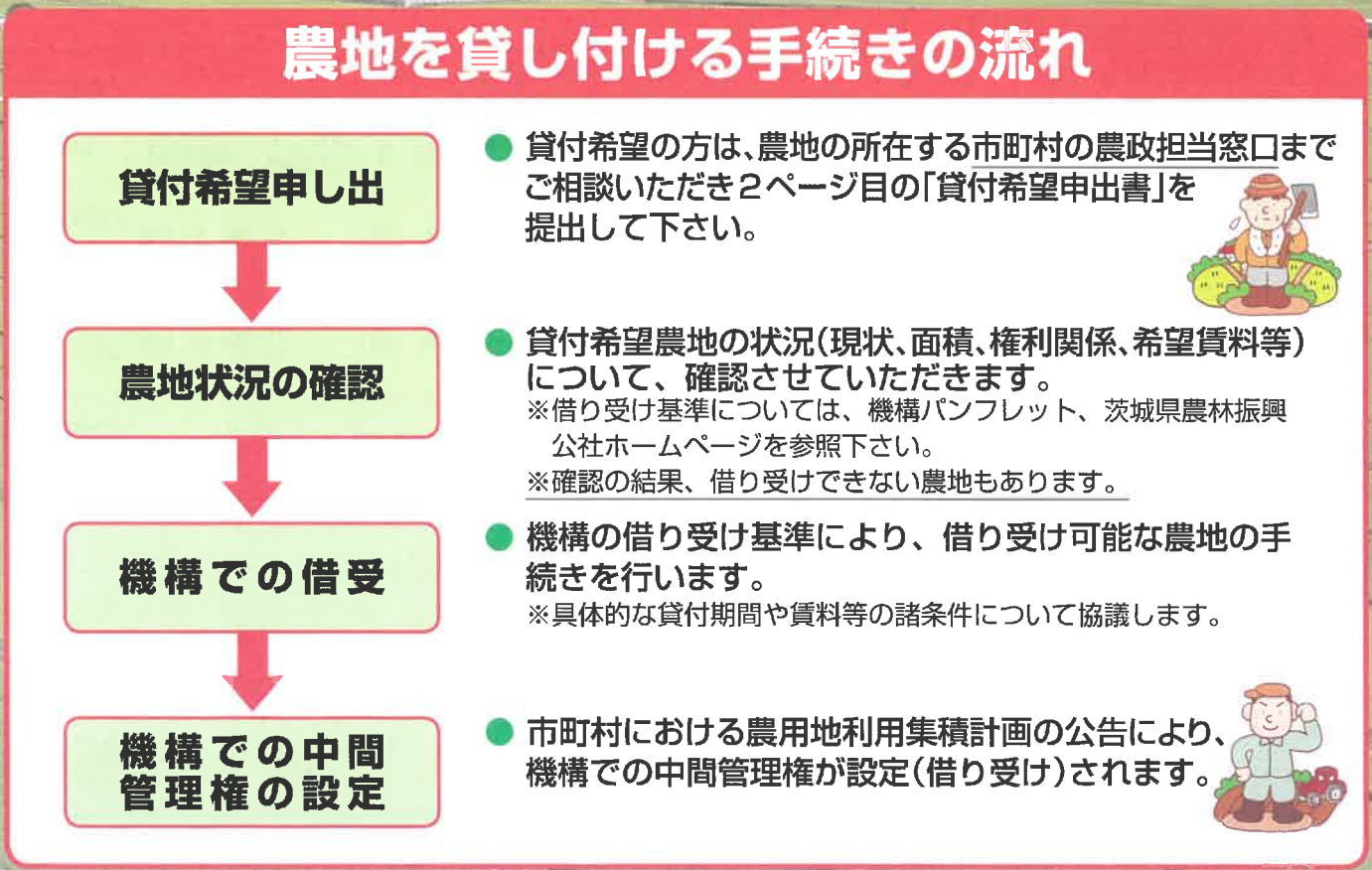
- 受け手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けます。
- 貸し付けるまでの間の農地の管理など



農地の受け手

- 規模拡大
- 新規参入

茨城県農地中間管理機構では、皆さまの農地を機構が随時お借りし、借受を希望する受け手農家の方に農地を転貸します。貸借の手続きの流れや借り受け基準、借受を希望する受け手農家の情報については、別途機構ホームページで確認できます。



茨城県農地中間管理機構

公益社団法人 茨城県農林振興公社

〒311-4203 水戸市上国井町3118番地1

電話 **029-239-7131**

<http://www.ibanourin.or.jp/kanri/>



農地中間管理事業による農用地等の貸付希望申出書

・本調書提出後、農地の状況を精査のうえ、茨城県農林振興公社（茨城県農地中間管理機構）の定める基準により、借受けが可能かの判断を行います。
 ・借受けが可能となった場合（貸借が成立した場合）は、改めてご連絡いたします。
 ・なお、機構が借り受けるまでの農用地等の管理は、引き続き貸付希望者側でお願いいたします。

1 農地の貸し出し希望者（農地の所有者等）

住所	(〒321-0123) ○○市○○町 4321番地		
フリガナ	ノウリン イチロウ		
氏名	農林 一郎	電話番号	□□□-△△△-○○○○
		携帯電話	□□□-△△△△-○○○○

2 貸付希望農地（所在地、内容）

農地番号	市町村	大字	字	地番	登記面積	現況面積	地目 田・畑等	過去3年以内の耕作状況	現作物	収穫量 kg/10a
					m ²	m ²			作物名	
1	○○○	○○町	□□	123	2,300	2,300	田	有・無・保全	水稻	500
2	○○○	○○町	□□	567	3,851	3,851	田	有・無・保全	水稻	500
3	○○○	○○町	○○	223-1	1,208	1,208	畑	有・無・保全	はくさい	6,500
計					7,359	7,359				

3 貸付希望農地（賃料、状況等）

上記2農地番号	貸し出しの希望(円/1筆)		農地のその他の状況						貸借年数 ※(注5) ※(注6)
	希望賃料 ※(注1) ※(注2) ※(注3)	賃借料情報 ※市町村記載 (A)	土地改良区名、内・外 ※(注4)	相続手続 状況確認	抵当権の 有 無 ※差押は不可	地役権の 有 無	農地等に 接続して いる道路幅	基盤整備 実施状況	
1	25,000 /1筆	24,000 /1筆	○○○○ 土地改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	4 m	済・未・計画	10年・15年 他()年
2	玄米 240kg /1筆	24,000 /1筆	○○○○ 土地改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	4 m	済・未・計画	10年・15年 他()年
3	9000 /1筆	9,000 /1筆	土地改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	3 m	済・未・計画	10年・15年 他()年

(注1) 物納希望の場合は（玄米kg/1筆）などと記載してください。
 (注2) 使用賃借（賃料0円）で構わない場合には0円と記載してください。
 (注3) 市町村で提示する賃借料情報のおりで構わない場合には、「A」と記載してください。
 (注4) 土地改良区の賦課金の滞納がある場合、差押されている場合、借受することが出来ません。
 (注5) 貸借年数は原則として10年以上でお願いいたします。
 ※相続未済時は法定持分の2分の1を超える法定相続人の同意が必要です（その場合は5年が上限。全員の同意で10年の借受が可能）。
 (注6) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

4 貸付先として希望する受け手について

※農地の貸付については、機構では効果的な面的集積を確保する必要があることから、貸付の相手方を指定することはできませんが、現在受け手として応募している者の中で、希望する受け手がいる場合はご記入願います。

(希望する受け手の氏名)

茨城 太郎

5 その他特記事項（賦課金負担者・除草等地域の協同出役等）

6 注意事項

- 農地中間管理機構が農地の借受けをするために確認が必要なため、農地台帳及び土地改良区の賦課金の納付状況について、当該農地を管轄する市町村及び土地改良区に対しまして、機構で確認を取らせていただきますことに同意いただける場合は、この申出書を提出してください。
- 記入できる農地は、農業振興地域のみです。ただし、農地中間管理事業関連農地整備事業は、農振農用地区域とする。
- 申し出る農地の筆数が様式を超える場合は、別葉にしてご提出ください。
- 畑は貸借範囲（境界標等）確認書の提出を求めますので、事前に境界標等をご確認願います。

7 アンケート

この度、貸付希望申出書を提出するにあたり、農地中間管理事業を何で知りましたか。
 ①新聞 ②ラジオ ③チラシ ④説明会 ⑤市町村・農業委員会 ⑥担い手 ⑦その他 ()

農地中間管理事業による農用地等の貸付希望申出書

・本調書提出後、農地の状況を精査のうえ、茨城県農林振興公社（茨城県農地中間管理機構）の定める基準により、借受けが可能かの判断を行います。
 ・借受けが可能となった場合（貸借が成立した場合）は、改めてご連絡いたします。
 ・なお、機構が借り受けるまでの農用地等の管理は、引き続き貸付希望者側でお願いいたします。

1 農地の貸し出し希望者（農地の所有者等）

住所	(〒 -)		
フリガナ			
氏名		電話番号	- -
		携帯電話	- -

2 貸付希望農地（所在地、内容）

農地番号	市町村	大字	字	地番	登記面積	現況面積	地目 田・畑等	過去3年以内の耕作状況	現作物	収穫量 kg/10a
					m ²	m ²			作物名	
1								有・無・保全		
2								有・無・保全		
3								有・無・保全		
計										

3 貸付希望農地（賃料、状況等）

上記2農地番号	貸し出しの希望(円/1筆)		農地のその他の状況						貸借年数 ※(注5) ※(注6)
	希望賃料 ※(注1) ※(注2) ※(注3)	賃借料情報 ※市町村記載 (A)	土地改良区名、内・外 ※(注4)	相続手続 状況確認	抵当権の 有 無 ※差押は不可	地役権の 有 無	農地等に 接続して いる道路幅	基盤整備 実施状況	
1	/1筆	/1筆	土地改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	m	済・未・計画	10年・15年 他()年
2	/1筆	/1筆	土地改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	m	済・未・計画	10年・15年 他()年
3	/1筆	/1筆	土地改良区・区域外	済・未済	有・無	有・無	m	済・未・計画	10年・15年 他()年

(注1) 物納希望の場合は（玄米kg/1筆）などと記載してください。
 (注2) 使用賃借（賃料0円）で構わない場合には0円と記載してください。
 (注3) 市町村で提示する賃借料情報のおりで構わない場合には、「A」と記載してください。
 (注4) 土地改良区の賦課金の滞納がある場合、差押されている場合、借受することが出来ません。
 (注5) 貸借年数は原則として10年以上でお願いいたします。
 ※相続未済時は法定持分の2分の1を超える法定相続人の同意が必要です（その場合は5年が上限。全員の同意で10年の借受が可能）。
 (注6) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

4 貸付先として希望する受け手について

※農地の貸付については、機構では効果的な面的集積を確保する必要があることから、貸付の相手方を指定することはできませんが、現在受け手として応募している者の中で、希望する受け手がいる場合はご記入願います。

(希望する受け手の氏名)

5 その他特記事項（賦課金負担者・除草等地域の協同出役等）

6 注意事項

- 農地中間管理機構が農地の借受けをするために確認が必要なため、農地台帳及び土地改良区の賦課金の納付状況について、当該農地を管轄する市町村及び土地改良区に対しまして、機構で確認を取らせていただきますことに同意いただける場合は、この申出書を提出してください。
- 記入できる農地は、農業振興地域のみです。ただし、農地中間管理事業関連農地整備事業は、農振農用地区域とする。
- 申し出る農地の筆数が様式を超える場合は、別葉にしてご提出ください。
- 畑は貸借範囲（境界標等）確認書の提出を求めますので、事前に境界標等をご確認願います。

7 アンケート

この度、貸付希望申出書を提出するにあたり、農地中間管理事業を何で知りましたか。
 ①新聞 ②ラジオ ③チラシ ④説明会 ⑤市町村・農業委員会 ⑥担い手 ⑦その他 ()

（切り取り線）